

最低制限価格等の改正について(工事)

下記に示すとおり、工事における最低制限価格等の改正を行いますので、適用時期、改正内容等を確認の上、入札事務には十分注意をお願いいたします。

(1)適用時期

○**令和4年4月1日以降**公告もしくは入札執行通知を行う競争入札より適用。

(2)改正の内容(土木工事)

○最低制限設計価格、履行確実性評価設計価格、低入札調査基準価格の算出方法を以下のとおり改正します。(ランダム化は継続します。)

改正	現行
土木工事、鋼橋及び鋼製の横断歩道橋等の工場製作工事、土木関連の電気設備工事、電気通信設備工事、機械設備工事	土木工事、鋼橋及び鋼製の横断歩道橋等の工場製作工事、土木関連の電気設備工事、電気通信設備工事、機械設備工事
①直接工事費 ×0.97	①直接工事費 ×0.97
②共通仮設費 ×0.90	②共通仮設費 ×0.90
③現場管理費 ×0.90	③現場管理費 ×0.90
④一般管理費等 × 0.68	④一般管理費等 ×0.55
上記の合計とする。(※1)	上記の合計とする。(※1)
【設定範囲】 設計金額(税抜き)の90%~92% (上記合計額が90%を下回るものは90% (※1)、92%を上回るものは92%(※1)とする。)	【設定範囲】 設計金額(税抜き)の90%~92% (上記合計額が90%を下回るものは90% (※1)、92%を上回るものは92%(※1)とする。)

(※1)合計額、90%の額及び92%の額の1,000円未満の額は切り捨てるものとする。

(3)改正の内容(建築工事)

○最低制限設計価格、履行確実性評価設計価格、低入札調査基準価格の算出を以下のとおり改正します。(ランダム化は継続します。)

改正	現行
<p>建築工事(建築関連の電気設備工事、機械設備工事及び解体工事を含む) (※2)</p> <p>①(直接工事費×9/10)×97% ②共通仮設費×90% ③{現場管理費+(直接工事費×1/10)}×90% ④一般管理費等×68% 上記の合計とする。(※1)</p> <p>【設定範囲】 設計金額(税抜き)の90%~92% (上記合計額が90%を下回るものは90%(※1)、92%を上回るものは92%(※1)とする。)</p>	<p>建築工事(建築関連の電気設備工事、機械設備工事及び解体工事を含む) (※2)</p> <p>①(直接工事費×9/10)×97% ②共通仮設費×90% ③{現場管理費+(直接工事費×1/10)}×90% ④一般管理費等×<u>55%</u> 上記の合計とする。(※1)</p> <p>【設定範囲】 設計金額(税抜き)の90%~92% (上記合計額が90%を下回るものは90%(※1)、92%を上回るものは92%(※1)とする。)</p>
<p>建築関連の昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者対象の工事 (※3)</p> <p>①(直接工事費×8/10)×97% ②共通仮設費×90% ③{現場管理費+(直接工事費×2/10)}×90% ④一般管理費等×68% 上記の合計とする。(※1)</p> <p>【設定範囲】 設計金額(税抜き)の90%~92% (上記合計額が90%を下回るものは90%(※1)、92%を上回るものは92%(※1)とする。)</p>	<p>建築関連の昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者対象の工事 (※3)</p> <p>①(直接工事費×8/10)×97% ②共通仮設費×90% ③{現場管理費+(直接工事費×2/10)}×90% ④一般管理費等×<u>55%</u> 上記の合計とする。(※1)</p> <p>【設定範囲】 設計金額(税抜き)の90%~92% (上記合計額が90%を下回るものは90%(※1)、92%を上回るものは92%(※1)とする。)</p>

(※1)合計額、90%の額及び92%の額の1,000円未満の額は切り捨てるものとする。

(※2、※3)直接工事費には、離島調整費を含むものとする。

(※2)直接工事費は10分の1の額(1円未満を切捨て)を減じた額、及び現場管理費はその直接工事費から減じた額を現場管理費に加算した額から算出するものとする。

(※3)直接工事費は10分の2の額(1円未満を切捨て)を減じた額、及び現場管理費はその直接工事費から減じた額を現場管理費に加算した額から算出するものとする。

(参考:※2、※3の取り扱いは、直接工事費(営繕基準)では、直接工事費のうち、その直接工事費の10分の1(または2)の額を現場管理費相当額としてみなすことによるもの)

(4)その他

○詳しい情報は、長崎県ホームページに掲載しておりますので、必ず確認をお願いいたします。

ホーム > 分類で探す > まちづくり > 土地・建設業 > 公共事業
入札・契約制度関係規則等 > 要綱・要領

<http://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/tochi-kensetsugyo/test-tochi-kensetsugyo/nyuusatsuyoukou/>